

○宿毛市立墓地公園条例施行規則

昭和60年7月12日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、宿毛市立墓地公園条例（昭和60年宿毛市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(代理人の選定)

第2条 条例第4条第2項の規定により代理人を選定したときは、墓地使用者代理人選定届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(住所又は氏名変更の届出)

第3条 条例第4条第4項の規定による届出は、墓地使用者、使用者代理人、住所、氏名変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用許可申請の手続)

第4条 条例第5条第1項の規定により墓地を使用しようとする者は、墓地使用許可申請書（第3号様式）を市長に提出し、墓地使用許可書（第4号様式）の交付を受けなければならない。

(使用申込みの変更及び取消し)

第5条 墓地使用申込者は、使用申込み後使用許可の日までに使用申込みの変更又は取消しをすることができる。

(使用権継承申請の手続)

第6条 条例第13条の規定による許可を受けようとする者は、墓地使用権継承申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき墓地使用権の継承を許可したときは、墓地使用権継承許可書（第6号様式）を交付するものとする。

(墓地の返還手続)

第7条 条例第16条第1項の規定により墓地を返還しようとするときは、墓地返還届（第7号様式）に墓地使用許可書又は墓地使用権継承許可書を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

宿毛市長 様

使用者
届出者 住 所
氏 名



墓 地 使 用 者 代 理 人 選 定 届

次のとおり代理人を選定したので、宿毛市立墓地公園条例施行規則第2条の規定によりお届けします。

記

墓 地 名	宿毛市立墓地公園	
墓地の位置及び面積	号	平方メートル
許可日及び許可番号	年 月 日	第 号
代理人	本 籍 地	
	住 所	
	氏 名	

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

宿毛市長 様

届出者 住 所

氏 名 ①

墓地 使用 者 住所 変更届
使用者代理人 氏名

次のとおり変更したので、宿毛市立墓地公園条例施行規則第3条の規定によりお届けします。

記

墓 地 名	宿毛市立墓地公園		
墓地の位置及び面積	号	平方メートル	
許可日及び許可番号	年	月	日 第 号
使 用 者	住 所	変 更 前	
		変 更 後	
	氏 名	変 更 前	
		変 更 後	
使 用 者 代 理 人	住 所	変 更 前	
		変 更 後	
	氏 名	変 更 前	
		変 更 後	
添 付 書 類	(1) 墓地使用許可書又は墓地使用权継承許可書 (2) 住民票の写し又は戸籍抄本		

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 本 籍
住 所
氏 名



墓 地 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり墓地を使用したいので、宿毛市立墓地公園条例施行規則第4条の規定により申請します。

記

墓 地 名	宿毛市立墓地公園
墓地の位置及び面積	号 平方メートル
使 用 料 (永代)	円
管 理 料 (永代)	円
添 付 書 類	(1) 住民票の写し (2) その他市長が必要とする書類

第4号様式(第4条関係)

(表)



第 号

墓 地 使 用 許 可 書

使用者 本 籍
住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった墓地の使用については宿毛市立墓地公園条例
施行規則第4条の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

宿毛市長



記

墓 地 名	宿毛市立墓地公園
墓地の位置及び面積	号 平方メートル
使 用 料 (永代)	円
管 理 料 (永代)	円
備 考	

(裏)

使用上の注意事項

- 1 次のときには、この許可書を提出し、所定の手続をしてください。
 - (1) 使用者の代理人を選定したとき。
 - (2) 使用権を継承しようとするとき。
 - (3) 使用者又は代理人が住所又は氏名を変更したとき。
 - (4) 墓地を返還しようとするとき。
- 2 次のときには、使用権が消滅します。
 - (1) 墓地の使用者が死亡し、相続人又は親族等で故人のまつりごとをつかさどる者がいないとき。
 - (2) 墓地の使用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、市長において無縁墓地と認めたとき。
- 3 次のときには、使用許可を取り消されます。
 - (1) 墓地を遺骨の埋蔵以外の目的に使用したとき。
 - (2) 墓地の使用権を転貸し、又は市長の許可なくして譲渡したとき。
 - (3) その他宿毛市立墓地公園条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第5号様式(第6条関係)

墓地使用権継承申請書

使用場所 宿毛市立墓地公園 号
使用面積 平方メートル
前使用者 住 所
氏 名
継 承 者 住 所
氏 名
理 由

上記のとおり使用権を継承したいので申請します。

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住 所
氏 名



- 添付書類 (1) 墓地使用許可書又は墓地使用権継承許可書
(2) 継承しようとする者の住民票の写し
(3) その他市長が必要とする書類

第6号様式(第6条関係)

(表)



第 号

墓地使用権継承許可書

継承者 本 籍
住 所
氏 名

年 月 日付けであなたから申請のあった墓地の使用権の継承については、
宿毛市立墓地公園条例施行規則第6条第2項の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

宿毛市長



記

墓 地 名	宿毛市立墓地公園	
継承墓地の位置及び面積	号	平方メートル
前使用者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
備 考		

(裏)

使用上の注意事項

- 1 次のときには、この許可書を提出し、所定の手続をしてください。
 - (1) 使用者の代理人を選定したとき。
 - (2) 使用権を継承しようとするとき。
 - (3) 使用者又は代理人が住所又は氏名を変更したとき。
 - (4) 墓地を返還しようとするとき。
- 2 次のときには、使用権が消滅します。
 - (1) 墓地の使用者が死亡し、相続人又は親族等で故人のまつりごとをつかさどる者がいないとき。
 - (2) 墓地の使用者及びその代理人の住所又は居所が不明となり、市長において無縁墓地と認めたとき。
- 3 次のときには、使用許可を取り消されます。
 - (1) 墓地を遺骨の埋蔵以外の目的に使用したとき。
 - (2) 墓地の使用権を転貸し、又は市長の許可なくして譲渡したとき。
 - (3) その他宿毛市立墓地公園条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第7号様式(第7条関係)

墓 地 返 還 届

使用場所	宿毛市立墓地公園 号
使用面積	平方メートル

上記のとおり使用しておりましたが、このたび不用となりましたので宿毛市立墓地公園条例第16条の規定により原状に復し返還します。

年 月 日

宿毛市長 様

届出者 住所

氏名



第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 4 条関係)

第 5 号様式 (第 6 条関係)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

第 7 号様式 (第 7 条関係)